

※別添写しについては、添付を省略しています。

別添

消表対第1073号
令和5年10月5日

マルキュー株式会社
代表取締役 岡田 信義 殿

消費者庁長官 新井 ゆたか
(公印省略)

不当景品類及び不当表示防止法第8条第1項の規定に基づく課徴金納付命令

貴社は、貴社が供給する「パワーイソメ」と称する商品（以下「本件商品①」という。）、「パワーイソメ ソフト」と称する商品（以下「本件商品②」という。）、「パワーミニイソメ」と称する商品（以下「本件商品③」という。）及び「パワークラブ」と称する商品（以下「本件商品④」という。）の各商品（以下これらを併せて「本件4商品」という。）の取引について、それぞれ、不当景品類及び不当表示防止法（昭和37年法律第134号。以下「景品表示法」という。）第5条の規定により禁止されている同条第1号に該当する不当な表示を行っていたので、同法第8条第1項の規定に基づき、次のとおり課徴金の納付を命令する。

主 文

マルキュー株式会社（以下「マルキュー」という。）は、課徴金として金1774万円を令和6年5月7日までに国庫に納付しなければならない。

理 由

1 課徴金対象行為

別紙記載の事実によれば、マルキューが自己の供給する本件4商品の各商品の取引に関し行った表示は、それぞれ、景品表示法第8条第3項の規定により、同法第5条第1号に規定する、本件4商品の各商品の内容について、一般消費者に対し、実際のものよりも著しく優良であると示すことにより、不当に顧客を誘引し、一般消費者による自主的かつ合理的な選択を阻害するおそれがあると認められる表示と推定されるものであって、かかる表示をしていた行為は、それぞれ、同条の規定に違反するものである。

2 課徴金の計算の基礎

(1)ア 景品表示法第8条第1項に規定する課徴金対象行為に係る商品は、本件4商品の各商品である。

イ(ア) 本件4商品の各商品について、マルキューが前記1の課徴金対象行為をした期間は、それぞれ、別表「課徴金対象行為をした期間」欄記載の期間である。

(イ) マルキューは、本件4商品の各商品について、それぞれ、前記1の課徴金対象行為をやめた後そのやめた日から6月を経過する日前の令和5年3月30日に、前記1の課徴金対象行為に係る表示が不当に顧客を誘引し、一般消費者による自主的かつ合理的な選択を阻害するおそれを解消するための措置として不当景品類及び不当表示防止法施行規則(平成28年内閣府令第6号)第8条に規定する措置をとっていると認められるところ、マルキューが前記1の課徴金対象行為をやめた日から当該措置をとった日までの間に最後に取引をした日は、それぞれ、別表「最後に取引をした日」欄記載の日である。

(ウ) 前記(ア)及び(イ)によれば、本件4商品の各商品について、前記1の課徴金対象行為に係る課徴金対象期間は、景品表示法第8条第2項の規定により、それぞれ、前記(ア)の課徴金対象行為をした期間に当該課徴金対象行為をやめてから前記(イ)の最後に取引をした日までの期間を加えた期間の末日から遡って3年間となるところ、それぞれ、別表「課徴金対象期間」欄記載の期間である。

ウ 前記イ(ウ)の課徴金対象期間に取引をした本件4商品の各商品に係るマルキューの売上額は、不当景品類及び不当表示防止法施行令(平成21年政令第218号)第1条の規定に基づき算定すべきところ、当該規定に基づき算定すると、それぞれ、別表「売上額」欄記載の額である。

エ マルキューは、本件4商品の各商品について、それぞれ、当該表示の裏付けとなる根拠を十分に確認することなく、前記1の課徴金対象行為をしていたことから、それぞれ、当該課徴金対象行為をした期間を通じて当該課徴金対象行為に係る表示が景品表示法第8条第1項第1号に該当することを知らず、かつ、知らないことにつき相当の注意を怠った者でないとは認められない。

(2) 前記(1)の事実によれば、マルキューが国庫に納付しなければならない課徴金の額は、景品表示法第8条第1項の規定により、前記(1)ウの本件4商品の各商品の売上額に、それぞれ、100分の3を乗じて得た額から、同法第12条第2項の規定により、1万円未満の端数を切り捨てて算出した別表「課徴金額」欄記載の額を合計した1774万円である。

よって、マルキューに対し、景品表示法第8条第1項の規定に基づき、主文のとおり命令する。

<法律に基づく教示>

- 1 行政不服審査法(平成26年法律第68号)第82条第1項の規定に基づく教示
この処分について不服がある場合には、行政不服審査法第2条、第4条及び第18条第

1項の規定に基づき、正当な理由があるときを除き、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して3か月以内に、書面により消費者庁長官に対し審査請求をすることができる。

(注) 行政不服審査法第18条第2項の規定により、正当な理由があるときを除き、処分があつたことを知つた日の翌日から起算して3か月以内であっても、処分の日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなる。

2 行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）第46条第1項の規定に基づく教示訴訟により、この処分の取消しを求める場合には、行政事件訴訟法第11条第1項及び第14条第1項の規定に基づき、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して6か月以内に、国（代表者法務大臣）を被告として、この処分の取消しの訴えを提起することができる。

(注1) 行政事件訴訟法第14条第2項の規定により、正当な理由があるときを除き、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると、この処分の取消しの訴えを提起することができなくなる。

(注2) 行政事件訴訟法第14条第3項の規定により、正当な理由があるときを除き、審査請求をして裁決があつた場合には、この処分の取消しの訴えは、その裁決があつたことを知つた日の翌日から起算して6か月以内に提起することができる。ただし、正当な理由があるときを除き、その裁決があつたことを知つた日の翌日から起算して6か月以内であっても、その裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると、この処分の取消しの訴えを提起することができなくなる。

別表

番号	商品名	課徴金対象行為をした期間	最後に取引をした日	課徴金対象期間	売上額	課徴金額
1	本件商品①	平成28年4月1日から 令和5年2月20日までの間	令和5年3月30日	令和2年3月31日から 令和5年3月30日までの間	314,020,111円	9,420,000円
2	本件商品②	平成29年1月1日から 令和5年2月20日までの間	令和5年3月30日	令和2年3月31日から 令和5年3月30日までの間	71,747,692円	2,150,000円
3	本件商品③	令和元年7月11日から 令和5年2月20日までの間	令和5年3月30日	令和2年3月31日から 令和5年3月30日までの間	127,266,309円	3,810,000円
4	本件商品④	平成28年4月1日から 令和5年2月20日までの間	令和5年3月30日	令和2年3月31日から 令和5年3月30日までの間	78,971,678円	2,360,000円

消費者庁長官が認定した事実は、次のとおりである。

- 1 マルキュー株式会社（以下「マルキュー」という。）は、埼玉県桶川市赤堀二丁目4番地1に本店を置き、釣餌、釣具等の製造及び販売等を営む事業者である。
 - 2 マルキューは、「パワーイソメ」と称する商品（以下「本件商品①」という。）、「パワーイソメ ソフト」と称する商品（以下「本件商品②」という。）、「パワーミニイソメ」と称する商品（以下「本件商品③」という。）及び「パワークラブ」と称する商品（以下「本件商品④」という。）の各商品（以下これらを併せて「本件4商品」という。）を小売業者を通じて、一般消費者に販売している。
 - 3 マルキューは、本件4商品に係る別表「表示媒体・表示箇所」欄記載の表示媒体の表示内容を自ら決定している。
- 4(1) マルキューは、本件4商品を一般消費者に販売するに当たり、例えば、本件商品①について、平成28年4月1日から令和5年2月20日までの間、商品パッケージにおいて、「生分解 生分解性くわせエサ」及び「本品は水中の微生物によって分解される生分解性樹脂を使用しており、保存液も含め全て魚や人体に無害です。」と表示するなど、別表「対象商品」欄記載の商品について、同表「表示期間」欄記載の期間に、同表「表示媒体・表示箇所」欄記載の表示媒体・表示箇所において、同表「表示内容」欄記載のとおり表示することにより、あたかも、本件4商品は、使用後に水中に残されたままで、水中の微生物によって分解される生分解性等の同表「生分解性」欄記載のとおりの生分解性を有するかのように示す表示をしていた。
- (2) 消費者庁長官は、前記(1)の表示について、それぞれ、不当景品類及び不当表示防止法（昭和37年法律第134号）第5条第1号に該当する表示か否かを判断するため、同法第8条第3項の規定に基づき、マルキューに対し、期間を定めて、当該表示の裏付けとなる合理的な根拠を示す資料の提出を求めたところ、マルキューは、当該期間内に表示に係る裏付けとする資料を提出したが、当該資料はいずれも、当該表示の裏付けとなる合理的な根拠を示すものであるとは認められないものであった。

別表

対象商品	表示期間	表示媒体・表示箇所	表示内容	生分解性
本件商品①	平成28年4月1日から令和5年2月20日までの間	商品パッケージ (別添写し1)	・「生分解 生分解性くわせエサ」 ・「本品は水中の微生物によって分解される生分解性樹脂を使用しており、保存液も含め全て魚や人体に無害です。」	使用後に水中に残されたままでも、水中の微生物によつて分解される生分解性
		商品パッケージ (別添写し2)		
		商品パッケージ (別添写し3)		
	令和4年3月5日から令和5年2月20日までの間	「つれるエサづくり一筋マルキユー」と称する自社ウェブサイトの「パワーアイソメ徹底分析」と称するウェブページ (別添写し4)	・「生分解性だから地球にやさしい!」及び「ときに、根掛かりや不注意によって、エサを海中に残してしまうこともあります、生分解性素材で作られている『パワーアイソメ』ならご安心を。微生物の働きによって、水中で二酸化炭素と水に分解されます。また、魚が飲み込んでしまっても、スピーディーに排泄されるため、自然に大きなダメージを与えることなく釣りが楽しめます。」 ・「イソメにせまる釣れっぷりの生分解性くわせエサ。」及び「食い、見た目ともにイソメ並みで、扱いやすさはイソメ以上の生分解性くわせエサ。」	使用後に水中に残されたままでも、水中の微生物によつて二酸化炭素と水に分解される生分解性
	令和4年4月26日から令和5年2月20日までの間	「つれるエサづくり一筋マルキユー」と称する自社ウェブサイトの製品情報のウェブページ (別添写し5)	・「生分解性くわせエサ」、「パワーアイソメ」、「イソメにせまる釣れっぷりの生分解性くわせエサ。」及び「食い、見た目ともにイソメ並みで、扱いやすさはイソメ以上の生分解性くわせエサ。」	
本件商品①、本件商品②及び本件商品③	令和3年3月20日から令和5年2月20日までの間	「いろいろ釣れちゃう!! パワーアイソメシリーズ 魚種別おすすめサイズ一覧」と称する販促ツール	・「生分解 生分解性くわせエサ」及び「『パワーアイソメ』は全て水中で二酸化炭素と水に分解します。大切な自然にダメージを与えません。」	使用後に水中に残されたままでも、水中で二酸化炭素と水に分解される生分解性

対象商品	表示期間	表示媒体・表示箇所 (別添写し6)	表示内容	生分解性
	令和4年1月10日、同年3月10日及び同年5月11日	「投げ釣り」と称する会報における広告 (別添写し7)	・「生分解性素材だから水中分解して、自然への負荷を軽減。」	使用後に水中に残されたままでも、水中で分解される生分解性
本件4商品	令和3年3月20日から令和5年2月20日までの間	「釣果実証 見た目も食いも本格志向」と称する販促ツール (別添写し8)	・「生分解 生分解性くわせエサ」及び「『パワーイソメ』は全て水中で二酸化炭素と水に分解します。大切な自然にダメージを与えません。」	使用後に水中に残されたままでも、水中で二酸化炭素と水に分解される生分解性
	令和3年5月10日から同月31日までの間	「パワーイソメ カンタン仕掛けで手軽に釣ろう！！ EASY FISHING」と称する小冊子 (別添写し9)	・「生分解性だから地球にやさしい」、「根掛かりなどでエサを海中に残してしまってもご安心を。『パワーイソメ』シリーズは微生物の働きによって、水中で二酸化炭素と水に分解。魚が飲み込んでしまっても、スピード一に排泄。自然に大きなダメージを与えません。」、「生分解 生分解性くわせエサ」及び「※分解には時間が掛かります。使用済の『パワーイソメ』シリーズは持ち帰って処分してください。」	使用後に水中に残されたままでも、水中の微生物によって二酸化炭素と水に分解される生分解性
	令和2年1月20日から同年12月31日までの間	「2020マルキュー製品総合カタログ」と称するカタログ (別添写し10)	・「生分解性くわせエサの調査報告」、「マルキュー株式会社 生産開発部 研究開発課 ■■■」、「釣りエサといえば生きエサや練りエサと、ルアーをはじめとした“疑似餌”を想像される方が多いかと思います。その中で私たちが開発してきたのは、それらはない新しいジャンル“生分解性くわせエサ”という製品です。該当する製品は『パワーイソメ』『パワークラブ』ならびに『紅雪II』シリーズで45品のラインアップが完成し、多くの皆様にご利用いただいております。そして、これらの製品には、前述のエサにはない多くのメリットがあります。自然界に生息している多くの魚たちは、その中にあるエサを捕食して生命を維持していますから、生きエサの食いの良さにおいては、それ以外のエサを圧倒するものがあ	使用後に水中に残されたままでも、水中で二酸化炭素と水に分解される生分解性

対象商品	表示期間	表示媒体・表示箇所	表示内容	生分解性
∞			<p>ります。しかし、釣りをしたいときにすぐ入手できるかどうか、また長く保管しておけないといった課題が常に付きまといます。一方疑似餌については、魚が学習するにつれて次第に見切られてしまい食わせることが難しくなる傾向があります。もっともここが釣りのおもしろさの一つでもあります。“生分解性くわせエサ”は、これら双方のメリットを凝縮した製品といえるでしょう。まず生きエサでは難しい、保管や携帯などの利便性の高さです。言い換れば、すぐに釣りができる製品であり、ここぞというチャンスを生かすことにつながります。次に思い通りの色や形に加工できることです。多くの魚は色を見分けることができ、接近することにより、はつきりとフォルムを視認しています。繰り返し釣っていると、次第にハリについていたエサは危険なものであると認識します。そんなとき、色を識別できる習性を逆手にとってカラーローテーションをおこなうことにより、再び魚の興味を引くことができます。さらに硬さや形状（サイズ）も選べるので、食べ込みがよくないときはソフトタイプのものを、アタリが少ないときはサイズを大きくしてアピールするなど、釣り人の選択肢を広げることができます。ところで近代社会では利便性を追求してきた結果、環境に大きな負荷がかかってしまっているという新たな課題が浮上しています。環境負荷は生活していく上でどうしても避けることのできない部分もあります。ですが、魚釣りは水辺のレジャーの一つです。可能な限り環境への負荷を低減させていく必要があると考えます。“生分解性くわせエサ”はこうした課題に対しても真摯に取り組んでいる製品です。その取り組みの一つは、人体や魚に対して極力危険性を抑えること。もう一つは自然界で分解されていくことです。そしてメーカーの役割として、これらの根拠を示していく必要があります。最初にまず、人体や魚に対する影響について。食品のように消化吸収されることはありませんが、これらの製品に用いている素材は、人体に影響の出にくい手術用の糸と同じ材質を使用しています。魚についてはマルキューの研究室に設置している水槽での観察実験においてニジマ</p>	

対象商品	表示期間	表示媒体・表示箇所	表示内容	生分解性
			<p>ス、ハゼ、メジナに食べさせたところ、最長で48時間以内に排泄されていることを確認しています。次に自然界では残されたものはどうなるのか。私たちは、実際にフィールドでその経過を観察し記録しています。淡水域では、埼玉県の加須吉沼と羽生吉沼（へら鮒の管理池）と神奈川県の芦ノ湖。そして海水域は静岡県伊豆半島にある下田海中水族館です。観察の目的は、土壤中とは異なり酸素が少なく温度も低い水中においての分解過程を調査することです。サンプルを紛失しないように大雨や波浪の影響にも充分に耐えられ、なおかつ水を通す頑丈な容器に封じ込めて測定場所に沈め、測定は年に2回もしくは4回実施します。芦ノ湖は観察場所の中では特に水質が良く、水温が低いので他の場所よりも分解が遅い傾向にあります。一方、水温が高い海水では分解スピードが早いことも確認しています。水質や水温での分解スピードに差はありますが、いずれも数ヶ月から数年の歳月を経て、二酸化炭素と水に分解されていくことが確認できました。東京海洋大学の専門の先生にも監修していただき、学術的な裏付けも得ております。なお、この調査は今後新製品を投入していく上でまだ継続していくつもりです。しかしながら現実として、釣り具は耐久性が求められているがゆえに、ひとたび環境中に取り残されてしまうと長期間残ってしまいます。一メーカーでそれらの釣り具を全て取り除くことは難しいのですが、釣りの団体である一般社団法人日本釣用品工業会ならびに公益財団法人日本釣振興会においては、LOVE BLUE（釣り環境ビジョン）として釣り場の環境保全と資源の回復に向けた取り組みをおこなっております。さて“生分解性くわせエサ”という新たなジャンルの製品は、釣果と利便性を追求しつつ自然界で分解されることにより一層安心してご愛用いただけると確信しておりますが、それ以上に大切なことは釣り人の一人一人が環境に対する意識を高めていくことです。多くの釣り人はゴミを片付けていますが、残念なことにまだ一部では心ない釣り人によって投棄されたゴミが散乱しているのを見かけます。これからもよりよい環境でより長く魚釣</p>	

対象商品	表示期間	表示媒体・表示箇所	表示内容	生分解性
			<p>りを楽しむために、メーカーも釣り人も一体になって意識していくことが求められています。」との記載と共に、「パワーイソメ」、「パワーイソメソフト」、「パワーミニイソメ」、「パワークラブ」及び「紅雪II」と称する各疑似餌の商品パッケージの画像、水辺の画像と共に、「芦ノ湖」との記載、水辺の画像と共に、「下田海中水族館」との記載、「パワーイソメ中（芦ノ湖）」との記載と共に、緑色の物の画像、「▶▶▶▶▶▶▶▶▶▶」及び「2年後」との記載と共に、黒い物の画像、「パワーイソメ中（羽生吉沼）」との記載と共に、緑色の物の画像、「▶」及び「1年後」との記載と共に、黒い物が複数ある画像、「パワーイソメ極太（下田海中水族館）」との記載と共に、緑色の物の画像、「▶」及び「1年後」との記載と共に、黒い物の画像、「▶」及び「2年後」との記載と共に、黒い物が複数ある画像、「パワーイソメ細（下田海中水族館）」との記載と共に、緑色の物の画像、「▶」及び「1年後」との記載と共に、黒い物が複数ある画像、「▶」及び「2年後」との記載と共に、黒い物の画像並びに「『パワーイソメ』分解時間」との記載と共に、「パワーイソメ極太（下田海中水族館）」、「パワーイソメ中（芦ノ湖）」、「パワーイソメ中（羽生吉沼）」及び「パワーイソメ細（下田海中水族館）」の「経過月数」及び「重量（g）」の折れ線グラフ </p>	
本件商品②	平成29年1月1日から令和5年2月20日までの間	商品パッケージ (別添写し11)	<ul style="list-style-type: none"> 「生分解 生分解性くわせエサ（疑似餌）」 「本品は水中の微生物によって分解される生分解性樹脂を使用しており、保存液も含め全て魚や人体に無害です。」 	使用後に水中に残されたままでも、水中の微生物によつて分解される生分解性

対象商品	表示期間	表示媒体・表示箇所	表示内容	生分解性
	令和4年3月5日から令和5年2月20日までの間	「つれるエサづくり一筋マルキユー」と称する自社ウェブサイトの製品情報のウェブページ（別添写し12）	・「生分解性くわせエサ」	使用後に水中に残されたままでも、水中の微生物によって二酸化炭素と水に分解される生分解性
本件商品②、本件商品③及び本件商品④	令和4年3月5日から令和5年2月20日までの間	「つれるエサづくり一筋マルキユー」と称する自社ウェブサイトの「パワーアイソメ徹底分析」と称するウェブページ（別添写し4）	・「生分解性だから地球にやさしい！」及び「ときに、根掛かりや不注意によって、エサを海中に残してしまうこともあります、生分解性素材で作られている『パワーアイソメ』ならご安心を。微生物の働きによって、水中で二酸化炭素と水に分解されます。また、魚が飲み込んでしまっても、スピーディーに排泄されるため、自然に大きなダメージを与えることなく釣りが楽しめます。」	使用後に水中に残されたままでも、水中の微生物によって二酸化炭素と水に分解される生分解性
本件商品③	令和元年7月11日から令和5年2月20日までの間	商品パッケージ（別添写し13）	・「生分解 生分解性くわせエサ（疑似餌）」	使用後に水中に残されたままでも、水中の微生物によって分解される生分解性樹脂を使用しており、保存液も含め全て魚や人体に無害です。」
		商品パッケージ（別添写し14）		
		商品パッケージ（別添写し15）		
	令和4年3月5日から令和5年2月20日までの間	「つれるエサづくり一筋マルキユー」と称する自社ウェブサイトの製品情報のウェブページ（別添写し16）	・「生分解性くわせエサ」	使用後に水中に残されたままでも、水中の微生物によって二酸化炭素と水に分解される生分解性

対象商品	表示期間	表示媒体・表示箇所	表示内容	生分解性
本件商品④	平成28年4月1日から令和5年2月20日までの間	商品パッケージ (別添写し17)	<ul style="list-style-type: none"> 「生分解 生分解性くわせエサ(疑似餌)」 「本品は水中の微生物によって分解される生分解性樹脂を使用しており、保存液も含め全て魚や人体に無害です。」 	使用後に水中に残されたままでも、水中の微生物によって分解される生分解性
	令和4年3月5日から令和5年2月20日までの間	「つれるエサづくり一筋マルキュー」と称する自社ウェブサイトの製品情報のウェブページ (別添写し18)	<ul style="list-style-type: none"> 「生分解性くわせエサ」 	使用後に水中に残されたままでも、水中の微生物によって二酸化炭素と水に分解される生分解性